

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌日
に当り
ます)

目次

- ◇訓 令 鳥取県農業改良普及所処務規程を廃止する訓令
- ◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号の一部改正
- 土地改良事業の認可(二件)

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県農業改良普及所処務規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良普及所処務規程を廃止する訓令

鳥取県農業改良普及所処務規程(昭和三十六年八月鳥取県訓令第九号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十八年四月十七日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取県職員診療所	鳥取市栗谷町七二の一	昭和四十八年三月一日
鳥取県職員 歯科診療所	"	"

鳥取県告示第二百七十五号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号(農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「倉田農業協同組合」、「美穂農業協同組合」及び「米里農業協同組合」を削り、「大村農業協同組合」を「用瀬町農業協同組合」に改め、「別府農業協同組合」及び「社農業協同組合」を削り、「長瀬農業協同組合」を「羽合町農業協同組合」に改め、「浅津農業協同組合」、「橋津農業協同組合」及び「宇野農業協同組合」を削り、「高麗農業協同組合」を「大山町農業協同組合」に改め、「所子農業協同組合」を削る。

鳥取県告示第二百七十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（赤松地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十七号

八東町長から申請のあつた町営土地改良（富枝地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】